

## 入院誓約書の極度額（上限額）50万円の設定について

2017年5月に成立した「民法の一部を改正する法律」が2020年4月から施行されています。民法には契約等に関する最も基本的なルールが定められておりこの部分は「債権法」などと呼ばれています。個人が根保証契約※<sub>1</sub>を締結する場合には、保証人が支払いの責任を負う金額の上限となる『極度額』を定めなくてはいけなくなりました。

当院ではご入院をされる患者様につきましては、入院誓約書の連帯保証人の極度額（上限額）を50万円と設定させて頂くこととなりましたのでお知らせいたします。

### ※1 根保証契約とは

一定の範囲に属する不特定の債務について保証する契約のことです。例えば、保証人となる時点では、現実にはどれだけの債務が発生するのかがはっきりしない等、どれだけの金額の債務を保証するのかが分からないケースを言います。

根保証契約を締結して保証人になる際には、主債務の金額が分からないため、将来、保証人が想定外の債務を負うことになりかねません。そこで、今回の改正で保証人を保護することを目的で極度額の設定が義務づけられました。この極度額は書面等により当事者間の合意で定める必要があり、極度額「☆☆☆円」などと明瞭に定めなければいけない決まりとなっています。

◎ 保証人は極度額の範囲で支払の責任を負うことになるため、保証する際は、極度額に注意し支払いをお願いすることになります

秋吉病院

令和2年6月